

重要事項説明書

あなたに対する居宅療養管理指導サービス提供開始にあたり、厚生労働省令37号第8条に基づいて、当事業所があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	桜ヶ丘クリニック
事業所の所在地	岐阜県可児市桜ヶ丘6-73-8
電話番号	(0574) 64-4588
FAX番号	(0574) 64-4588
法人種別	医療法人社団 浅野会
代表者名	理事長 浅野 靖
管理者の氏名	浅野 純一郎
介護保険法令に基づき岐阜県知事から指定を受けている事業所名称(指定番号)	桜ヶ丘クリニック (岐阜県 2113101097)
居宅サービスの種類	居宅療養管理指導

2. 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者が適切な居宅療養ができるよう、管理指導する。
運営の方針	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅療養の管理指導を行う。

3. 事業所の職員体制

従業者の職種	職員数	勤務の体制
管理者	1名	常勤1名

4. 営業日・営業時間

営業日	毎日 但し、土・日曜日の午後、火曜日・祝日及び12/31～1/3を除く
営業時間	午前9時00分～午後7時00分

5. 利用料(診療・介護報酬改訂に伴い変更することがあります)

医師	居宅療養管理指導(Ⅰ)	515 単位/回	月2回
	○居宅療養管理指導(Ⅱ) (在総診を算定する利用者)	299 単位/回	

【補足】 定期の訪問診察(月2回)以外の、急変悪化時などによる往診は、往診料・交通費を別に徴収いたします。

6. 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間	ご利用方法
桜ヶ丘クリニック	平日（火曜日除外） 午前9時～午後7時00分	TEL (0574) 64-4588 面接 桜ヶ丘クリニック
可児市健康福祉部	平日 午前8時30分 ～午後5時00分	TEL (0574) 62-1111 面接 いきいき長寿課
岐阜県国民健康保険 団体連合会	平日 午前8時30分 ～午後5時00分	TEL (058) 272-1111 面接 介護保険課

7. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。 又、緊急連絡先に連絡致します。		
利用者の主治医	氏名 所属医療機関の名称 所在地 電話番号	浅野 純一郎 桜ヶ丘クリニック 可児市桜ヶ丘 6-73-8 0574-64-4588
協力医療機関	医療機関の名称 所在地 電話番号 入院設備 救急指定の有無 契約の概要	東可児病院 可児市広見 1520 0574-63-1200 有 有 緊急時の連携及び入院受け入れ
緊急連絡先	氏名 住所 昼間の連絡先 夜間の連絡先	浅野 純一郎 可児市桜ヶ丘 6-73-8 0574-64-4588 090-4405-4732

平成 年 月 日

当事業者（乙）は甲1に対する居宅介護サービスの提供開始にあたり、（甲1）（甲2）
 に対して、サービス内容及び重要事項説明書に基づいて説明を行ったことを確認します。

（乙）居宅サービス事業者 所在地 岐阜県可児市桜ヶ丘 6-73-8
 名称 桜ヶ丘クリニック
 説明者 浅野純一郎 ㊟

私（甲）は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、（乙）からサービス
 内容及び重要事項の説明を受けました。

（甲1）利用者 住所
 氏名 ㊟

（甲2）利用者の家族 住所
 氏名 ㊟